

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月10日から同年3月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和49年2月10日にA社C支店から同社B支店に転勤し、申立期間中も同社B支店に勤務していたのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和49年2月10日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和49年3月の厚生年金保険被保険者原票の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年8月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から12年10月1日までの期間の標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から12年10月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低額となっていることが判明した。

申立期間当時の給与明細書を所持しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成11年8月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から12年10月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬

月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成11年11月1日から同年12月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書から、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であることから、記録を訂正する必要は認められない。

新潟厚生年金 事案 1266 (事案 343 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年4月1日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

私は、昭和25年4月1日から27年3月31日までA社に勤務したが、その際、名刺より横幅がある被保険者証を受け取った記憶がある。当該被保険者証には、番号の次に氏名が記載され、県の角印が押されていたと記憶している。

当時の社会保険出張所は、A社が厚生年金保険の新規適用事業所であるということで被保険者証を発行したのだから、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の現在の事業主(申立期間当時の専務)の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年3月1日であり、申立期間はA社が適用事業所ではなかった期間であること、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員のうちの一人は、「自分が昭和28年頃に入社した当時、A社は社会保険に加入していなかった。」と証言しており、別の一人は、「自分が昭和27年頃に入社した後、何年かたってからA社が健康保険及び厚生年金保険に加入し、そのときに健康保険被保険者証と厚生年金保険被保険者証を受け取った。」と証言していること、及び申立期間当時の事業主等は既に亡くなっており、申立てに係る事実を確認することができない上、

申立人は給与明細書等を受け取った記憶が無いとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「A社に係る記録や私自身の記録は、当時の社会保険庁職員によって消されたことに間違いない。年金記録確認第三者委員会は、調査の上、なぜ記録が消されたのかを明らかにしてから結果を出すべきであり、当初の決定に納得できない。」と主張して当委員会に再申立てを行っているが、A社が申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことがうかがえる資料は確認できない上、申立人から申立期間当時の厚生年金保険料が給与から控除されたことを確認できる給与明細書など、新たな資料の提出は無く、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 15 日から 30 年 4 月 21 日まで
② 昭和 30 年 8 月 24 日から 35 年 3 月 21 日まで
③ 昭和 35 年 4 月 22 日から同年 12 月 21 日まで
④ 昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間④における A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ昭和 37 年 11 月 26 日に回答したことが記録されている。

また、申立期間に係る脱退手当金は、その支給対象期間について、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月半後の昭和 37 年 12 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 33 年 5 月 10 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったことが分かったので、年金事務所に照会したところ、やはり申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

国（厚生労働省）の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 33 年 5 月 10 日となっているが、私は、31 年 10 月に同社に入社し勤務したと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社において、三輪自動車の運転手をしていた。当時、運転手は4人くらいおり、集配の仕事をしていた。」と申し立てしているところ、A社の承継事業所であるB社は、「当時の資料は無い上、A社の事務を委託していたC団体にも照会したが、当時の資料は無いことから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

また、申立人が氏名を記憶している複数の同僚は、いずれも亡くなっているか、申立人に関する回答が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 8 日から同年 6 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間当時、A社（現在は、B社）に在籍したまま、女子挺身隊として、同僚と一緒にC社（現在は、D社）に勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶している同僚3人は、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険に加入していることが確認できる上、このうち2人は、「申立人と一緒にC社給与課で勤務したが、私たちは女子挺身隊ではなかった。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社は、「当時の資料は保管していないため、申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、申立人がA社に在籍したまま、女子挺身隊として、一緒にC社に勤務したとする同僚二人は、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できず、その所在も不明のため照会することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、「A社に在籍したまま、女子挺身隊として、同僚と一緒にC社に勤務した。」としているが、D社は、「当社の社史の記載から、申立期

間当時、C社は軍需工場として女子挺身隊を受け入れていたようだが、当該従業員を厚生年金保険に加入させていたかどうかは資料が無いため不明である。」と回答している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員は、「地元の学校を卒業後、女子挺身隊としてC社で勤務した。」と証言している一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「私もA社に在籍したまま、女子挺身隊としてC社に勤務した。終戦後、A社に復職したが、C社に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録は無い。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、C社は、軍需工場として女子挺身隊を受け入れていたものの、当該従業員の経歴の違いにより厚生年金保険に加入させる取扱いが異なっていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。